

千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し（案）」に関して県内市町村長・県庁関係課から寄せられた意見及び「県の考え方（案）」

No.	意見元	場所	意見	県の考え方（案）
1	船橋市	全般	「等」と「など」が混在していることから、すべて「等」に統一する。	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
2	船橋市	全般	年度の標記等、2桁以上の数字の記載の際に全角と半角が混在していることから統一する。	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
3	船橋市	全般（図表）	図表のフォント（明朝体とゴシック体が混在）やフォントサイズ等について図表内及び図表間で、ゴシック体に統一し、平仄をとる。	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
4	船橋市	全般（図表）	主にグラフの配色において、白黒印刷した際に判別が付かない・付きにくい箇所があることから、印刷コストに配慮するとともに、色覚多様性に配慮したユニバーサルデザインを行う。	御意見を踏まえ、本県で策定した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」に沿って、障害の色覚多様性に配慮したグラフの配色に変更しました。
5	船橋市	全般（図表）	図表中の年度の表記について、元号の表記が統一されておらず「30年度」「R元年度」「2年度」等となっていることから、すべて元号を記載し「H30年度」「R元年度」「R2年度」等とし表記を統一する。	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
6	船橋市	P 8 第2 国民健康保険の現状、運営に当たっての基本的な考え方 1 国民健康保険の現状 <u>(6) 医療費適正化等の取組状況</u>	「特定健診」は省略せず「特定健康診査」とする。 ※10ページ、47ページにおいても同様	御意見を踏まえ、記載を修正しました。 ※文中「特定健診」とある箇所について、一律で「特定健康診査」に修正
7	船橋市	P 8 第2 国民健康保険の現状、運営に当たっての基本的な考え方 1 国民健康保険の現状 <u>(6) 医療費適正化等の取組状況</u>	「取り組み状況」は「取組状況」とする。	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
8	香取市	P 9 第2 国民健康保険の現状、運営に当たっての基本的な考え方 1 国民健康保険の現状 <u>(7) まとめ</u>	中段の「○収納率は平成22年度以降、」のなかに「全国順位45位」の箇所は、5ページ最下段で「全国順位は45●●位」の訂正と同じと思われますので、ご確認ください。	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
9	袖ヶ浦市	P 9 第2 国民健康保険の現状、運営に当たっての基本的な考え方 1 国民健康保険の現状 <u>(7) まとめ</u>	イの全国順位45位とありますが、いつのものでしょうか。修正すると思いますが、年度が必要と考えます。	御意見を踏まえ、記載を修正しました。

千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し（案）」に関して県内市町村長・県庁関係課から寄せられた意見及び「県の考え方（案）」

No.	意見元	場所	意見	県の考え方（案）
10	船橋市	P 1 0 第2 国民健康保険の現状、運営に当たっての基本的な考え方 2 運営に当たっての基本的な考え方 <u>(2) 国保運営上の各主体の役割</u> ア 被保険者（県民）の役割	1 ポツ目 主語が不明確であるため下記の修正を行う。 「～支えあっていることから、 <u>被保険者は、国民健康保険制度を</u> ～」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
11	船橋市	P 1 0 第2 国民健康保険の現状、運営に当たっての基本的な考え方 2 運営に当たっての基本的な考え方 <u>(2) 国保運営上の各主体の役割</u> ア 被保険者（県民）の役割	3 ポツ目 重複していることから下記の修正を行う。 「さらに、 <u>後発医薬品の使用に関して</u> 医師・歯科医師・薬剤師に相談の上で後発医薬品の使用が可能な場合は、～」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
12	習志野市	P 1 2～1 3 第3 今後の取組（各論） 1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し <u>(1) 医療費等の見通し</u>	表中、R 2～R 4、R 6についてもグラフを表示できないでしょうか。 また、今回の更新とあわせて、先6年まで（R 8まで）の推計をお示しいただけないでしょうか。	今回の更新につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等の全容を見通すことが困難であるため、次期運営方針策定年度である令和5年度と、いわゆる「団塊の世代」が全て後期高齢者に移行する令和7年度のみ推計値を掲載し、長期的な傾向を示すにとどめております。 御意見を踏まえ、今後の状況等を注視しながら、推計値の示し方について検討してまいります。
13	船橋市	P 1 4 第3 今後の取組（各論） 1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し <u>(2) 財政運営に係る基本的な考え方と取組</u> イ 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方	3 ポツ目 4 ページ及び1 4 ページと表記が異なるため、下記の修正を行う。 「 <u>一般会計から多額の決算補填等のための目的とした法定外の一般会計繰入が行われるなど等、多く一部の市町村が実質的な赤字となっている。</u> 」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
14	船橋市	P 1 4 第3 今後の取組（各論） 1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し <u>(2) 財政運営に係る基本的な考え方と取組</u> イ 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方	4 ポツ目 4 ページ及び1 4 ページと表記が異なるため、下記の修正を行う。 「 <u>法定外の一般会計繰入の内訳は、</u> 」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。

千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し（案）」に関して県内市町村長・県庁関係課から寄せられた意見及び「県の考え方（案）」

No.	意見元	場所	意見	県の考え方（案）
15	船橋市	P 1 4 第3 今後の取組（各論） 1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し <u>(2) 財政運営に係る基本的な考え方と取組</u> イ 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方	5 ポツ目 4 ページ及び1 4 ページと表記が異なるため、下記の修正を行う。 「「決算補填等を目的としたの法定外一般会計繰入額」」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
16	船橋市	P 1 4 第3 今後の取組（各論） 1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し <u>(2) 財政運営に係る基本的な考え方と取組</u> イ 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方	6 ポツ目 決算補填等を目的とした法定外繰入であることを示すため下記の修正を行う。 「しかしながら、 <u>当該法定外繰入一般会計繰入</u> の早急な解消・削減は、」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
17	船橋市	P 1 5 第3 今後の取組（各論） 1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し <u>(2) 財政運営に係る基本的な考え方と取組</u> イ 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方	1 ポツ目 4 ページ及び1 4 ページと表記が異なるため、下記の修正を行う。 「「決算補填等を目的としたの法定外一般会計繰入額」」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
18	松戸市	P 1 6 第3 今後の取組（各論） 1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し <u>(4) 県繰入金（法第7 2 条の2 第1 項）の活用</u>	下記内容を追加 ----- ○令和3年度の納付金算定時における推計について、新型コロナウイルス感染症の影響による所得減が考慮されず、応能負担が実態より過大に算定されることが想定されるため、市町村との協議の上、県繰入金の活用等により、負担平準策を実施する。 また、今後も災害等の要因により推計と実態に大きく乖離が出ることがあった場合には、被保険者に過度な負担とならないよう、適切に対応する。	本方針では、国民健康保険運営上の基本的な共通認識を定めているところであるため、御指摘の箇所については原案どおりの記載とさせていただきます。 いただいた御意見は、今後の納付金算定等事務の参考とさせていただきます。
19	船橋市	P 1 7 第3 今後の取組（各論） 2 保険料の標準的な算定方法 <u>(1) 総論</u> ア 趣旨	1 ポツ目 1 5 ページでは「各市町村」と表記されているため下記の修正を行う。 「各市町村ごとに割り当てられた」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。

No.	意見元	場所	意見	県の考え方（案）
20	船橋市	P 1 7 第 3 今後の取組（各論） 2 保険料の標準的な算定方法 (1) 総論 ア 趣旨	2 ポツ目 1 4 ページ等では「平成 3 0 年度以降は、」と表記されているため、下記の修正を行う。 「また、平成 3 0 年度以降国保広域化後も、」（元イキ）	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
21	船橋市	P 1 7 第 3 今後の取組（各論） 2 保険料の標準的な算定方法 (1) 総論 ア 趣旨	4 ポツ目 ガイドライン等の記載を勘案し下記の修正を行う。 「実際に採用している算定方法方式に基づく」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
22	船橋市	P 1 7 第 3 今後の取組（各論） 2 保険料の標準的な算定方法 (1) 総論 イ 保険料率の設定に係る基本的な考え方	将来的な保険料水準の統一について、全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長会議資料（令和 2 年 2 月 1 8 日開催）の国保運営方針の改定等に向けたガイドラインの見直しの方向性（ポイント）において、保険料水準の統一について、「将来的に目指すことを明確化し」という記載があることから、議論を深めるという表現に留まらず、保険料水準の統一を目指していくことがわかるような踏み込んだ内容とすべきと考える。	令和 2 年 5 月に改定された国の「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」では、都道府県は「将来的には…保険料水準の統一を目指すこととし」つつも、「県内の市町村との間で、保険料水準の統一に向けた議論を深めることが重要である」とされています。 本方針の見直しに当たっては、対象期間の後半となる令和 3 年度以降において、あるべき統一の定義や前提条件等について議論を深めていくこととしており、今回の中間見直しの段階では原案どおりの記載とさせていただきます。
23	松戸市	P 1 7 第 3 今後の取組（各論） 2 保険料の標準的な算定方法 (1) 総論 イ 保険料率の設定に係る基本的な考え方	「○ なお、将来的な保険料水準の統一化については、～」の一文を下記のとおり修正 ----- 「ウ 保険料の統一化について」 ○ 将来的な保険料水準の統一に向けて、～ ----- ・なお書き程度の記載となっているが、今後大きな論点となる重要事項であり、項目を分けて記載した方が分かりやすいと考えるため。 ・また、統一に向かうかどうかとも曖昧な表現であるため、記載を改める。	御意見の趣旨を踏まえ、今後の保険料率のあり方を考える上で重要な論点であるとの位置付けを明らかにするため、冒頭の「なお、」を削除しました。 保険料水準の統一に関する本県の対応のあり方については、あるべき統一の定義や前提条件も含め、本方針の対象期間の後半となる令和 3 年度以降において、県内市町村等との議論の中で適切に見きわめてまいります。
24	柏市	P 1 7 第 3 今後の取組（各論） 2 保険料の標準的な算定方法 (1) 総論 イ 保険料率の設定に係る基本的な考え方	将来的な保険料水準の統一を進めていくことに対する、意義や定義、基本的な考え方等について、記載していただきたい。	御指摘の内容については、現状では県と県内市町村等との間で協議していく段階にあり、今回の中間見直しでは原案どおりの記載とさせていただきます。 今後、本方針の対象期間の後半となる令和 3 年度以降において、御指摘の内容についても県内市町村等との議論を深めてまいります。

千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し（案）」に関して県内市町村長・県庁関係課から寄せられた意見及び「県の考え方（案）」

No.	意見元	場所	意見	県の考え方（案）
25	船橋市	P 1 8 第 3 今後の取組（各論） 2 保険料の標準的な算定方法 <u>（2）国保事業費納付金の算定方法</u> イ 保険料率の設定に係る基本的な考え方	1 ポツ目 「各市町村ごとの年齢構成の」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
26	柏市	P 1 8 第 3 今後の取組（各論） 2 保険料の標準的な算定方法 <u>（2）国保事業費納付金の算定方法</u> イ 保険料率の設定に係る基本的な考え方	納付金算定において、その算定方法は市町村にとって重要な項目です。医療費水準の反映割合 α や応能割分・応益割分の配分割合 β について、現段階で係数の比較評価は難しいと思いますが、今後の改定の中で係数の考え方や採用となった理由等について記載していただきたい。	御意見については、今後あるべき納付金等の算定方法を検討していくに当たり、参考とさせていただきます。
27	柏市	P 1 8 第 3 今後の取組（各論） 2 保険料の標準的な算定方法 <u>（4）保険料負担の激変緩和</u>	激変緩和終了後である令和 6 年度以降の対応について、記載できることがあれば示していただきたい。	御指摘の内容については、今後の県内市町村等との協議の中で検討していく予定としており、今回の中間見直しの段階では原案どおりの記載とさせていただきます。
28	柏市	P 1 8 第 3 今後の取組（各論） 2 保険料の標準的な算定方法	将来的な保険料水準の統一を進めた場合を想定し、保険料率に対する考え方等を示してはどうか。	御指摘の内容については、今後、県内市町村等との協議を本格化するところであり、今回の中間見直しの段階では原案どおりの記載とさせていただきます。 いただいた御意見は、今後、統一の定義や前提条件等を上記の協議の中で検討していくに当たり、参考とさせていただきます。
29	我孫子市	P 2 1 第 3 今後の取組（各論） 3 保険料の徴収の適正な実施 <u>（1）収納対策</u> イ 市町村の取組	「嘱託職員」を「会計年度任用職員」に修正してください。	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
30	船橋市	P 2 1 第 3 今後の取組（各論） 3 保険料の徴収の適正な実施 <u>（1）収納対策</u> イ 市町村の取組	下記の修正を行う。 「・納付方法の多様化（（略）、コンビニ収納委託の実施、（略）、キャッシュレス決済サービスの導入等） ・納付勧奨の実施（（略）、自動音声電話催告システムの活用等）（中略） ・外国人に対する制度周知・収納対策」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。

No.	意見元	場所	意見	県の考え方（案）
31	船橋市	P 2 1 第3 今後の取組（各論） 3 保険料の徴収の適正な実施 (1) 収納対策 ウ 県の取組	3 (1) ウ 下記の修正を行う。 「 <u>県民被保険者</u> の保険料納付意識の」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
32	松戸市	P 2 1 第3 今後の取組（各論） 3 保険料の徴収の適正な実施 (1) 収納対策 ウ 県の取組	県の取組に「・外国人に対する制度周知・納付意識の向上対策」を追加。 外国人被保険者の徴収実務に係る対策については、本市も既に力を入れているところであるが、千葉県としても“県民の保険料納付意識の向上を図る”取り組みの一環として、外国人に特化した対策をすることで県全体の収納率向上に寄与できると考えられるため。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。 [○ <u>県民被保険者</u> に対する制度周知や保険料納付意識の向上を図るとともに、市町村が行う収納対策を支援するため、以下の取組等などを行う。]
33	船橋市	P 2 3 第3 今後の取組（各論） 4 保険給付の適正な実施 ア 総論	下記の修正を行う。 「保険給付は、 <u>医療保険制度</u> における基本的事業であり、」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
34	千葉市	P 2 4 第3 今後の取組（各論） 4 保険給付の適正な実施 ウ 県の取組	以下の内容を追加していただきたい。 「不正利得の回収について、より効果的・効率的な返還金等の回収や市町村の事務負担及び費用負担を軽減するため、委託の対象となる個別具体の事務について更に拡充する。」	本文に記載のとおり、平成30年度に策定した「県による不正利得回収に係る事務処理方針」及び「千葉県保険医療機関等又は指定訪問看護事業所に係る不正利得の回収に係る事務処理規約」に基づき、事務を行ってまいります。
35	柏市	P 2 5 第3 今後の取組（各論） 5 医療費の適正化の取組	医療費の適正化を図るため、特定健康診査や特定保健指導は必要な事業と認識しています。現在の状況や実施率向上に関する先進的な取組や支援策等を重点的に示して、医療費削減に向けた考えを強調されてはどうか。	実施率向上に関する先進的な取組等については、今後も保険者指導の場、国の説明会等で把握し、必要に応じて情報共有してまいります。 いただいた御意見は、今後の医療費適正化のための取組の参考とさせていただきます。
36	市原市	P 2 6 第3 今後の取組（各論） 5 医療費の適正化の取組 ウ 県の取組	県内全体の特定健診受診率向上のため、以下のような内容の文言を追加していただきたい。 「特定健診の受診率向上のため、県医師会に対し、特定健診未受診者の診療情報を活用した情報提供についての協力依頼を行う。」 (理由) 本市では、受診率向上対策の一環として、令和2年度より市医師会と上記対象者の情報提供契約を行ったところである。しかし、本市は、隣接する市町村が多く、市外の医療機関を受診してしまうと健診結果の提供を受けられないことが課題となっている。 隣接する市町村が多いのは、本県の特徴でもあることから、上記内容を記載し、取り組んでいただくことで、市外の病院からも提供が受けられ易くなり、ひいては県全体の受診率向上にもつながると考える。	地域の実情等を考慮して、地域ごとに対応することが適切と考えていますが、御意見を踏まえ、保険者指導の場などを通じ、他の市町村の課題等についても把握し、必要に応じて情報共有してまいります。 御指摘のとおり、特定健康診査の受診率の向上に当たっては隣接する市町村の医師会の協力も必要となることから、いただいた御意見は、今後の受診率向上のための県の取組を検討するに当たり、参考とさせていただきます。

No.	意見元	場所	意見	県の考え方（案）
37	千葉市	P 2 7 第3 今後の取組（各論） 6 その他 <u>(3) 保健医療サービス・福祉サービスに関する施策との連携</u>	該当箇所へ、次の文章を追加していただきたいと考えます。 「市町村の実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に関連し、保健事業の実施に当たっては、介護予防事業に関わる関連部署と連携をしながら、効果的实施方法を検討する。」	御意見の趣旨を踏まえ、「また、市町村に対しても～支援を行う。」を「また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、令和6年度までに全ての市町村において着実に展開できるよう、好事例の提供や研修等を通じ支援する。」に修正しました。
38	大網白里市	P 2 7 第3 今後の取組（各論） 6 その他 <u>(1) 市町村が担う事務の効率的な運営の推進</u>	市町村事務の効率化、将来的な事務の標準化・広域化を図るのであれば、県は導入意向の早い市町村に合わせ、主体的・積極的に「市町村事務処理標準システム」のクラウド環境の構築を進めていくべきであり、国保連も運用管理主体としてクラウドベンダの選定や市町村の共同利用の取りまとめについてスケジュールを示す等、具体的な方向性・取組について記述を加えるべきである。	御指摘の内容については、国が令和2年9月に新たに「2025年度までの自治体の業務システムの統一・標準化」を目標とする意向を示したこと等も踏まえ、当該目標の具体化に向けて国等により行われる財源面を含めた支援のあり方も注視しつつ、具体的な方向性・取組を見きわめていく必要があるものと考えます。
39	船橋市	データ集 P 1 1. 国民健康保険の概要	1. 3段落目 下記の修正を行う。 「無職者や非正規雇用労働者」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
40	船橋市	データ集 P 4 2. 被保険者の状況 <u>(2) 異動事由別の被保険者数の増減状況</u>	口語体であるため下記の修正を行う。 「 <u>主な異動事由で多いのは</u> 後期高齢者医療制度への加入、」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
41	船橋市	データ集 P 5 2. 被保険者の状況 <u>(3) 被保険者数の年齢構成の推移</u>	2段落目 口語体であるため下記の修正を行う。 「65歳から74歳 <u>の</u> が占める割合は」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
42	船橋市	データ集 P 6 2. 被保険者の状況 <u>(4) 世帯主の職業別構成の推移</u>	1段落目及び2段落目 口語体であるため下記の修正を行う。 「無職が40.4%を占めて <u>いており</u> 、」 「無職は44.0%となつて <u>いており</u> 、」 また、1段落目では自営業・農林水産業の割合の減少について言及しているのに対し、2段落目では被用者と無職の割合の増加について言及していることから、下記の修正を行う。 「全国に比べ被用者と無職の割合が高く、 <u>自営業・農林水産業の割合が低くなっている。</u> 」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。

千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し（案）」に関して県内市町村長・県庁関係課から寄せられた意見及び「県の考え方（案）」

No.	意見元	場所	意見	県の考え方（案）
43	船橋市	データ集 P 7 3. 医療費の状況 <u>(1) 医療費総額の推移</u>	図表 1 2 2 9 年度のデータラベルの位置が他の年度と逆転している点を修正。 加えて、引き出し線を削除。	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
44	船橋市	データ集 P 8 3. 医療費の状況 <u>(2) 1人当たり医療費の推移</u>	2 段落目 3 6 ページに合わせ下記の修正を行う。 「本県の市町村間ごとの状況では、 <u>1人当たり医療費の格差は約</u> 1. 5 倍前後程度で推移しており、」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
45	船橋市	データ集 P 1 0 4. 国保財政の状況 <u>(1) 財政収支の状況</u>	2 段落目 事業年報 B 表では「収入」「支出」とされているため、下記の修正を行う。 「また、 <u>歳出支出</u> において」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
46	船橋市	データ集 P 1 6 5. 保険料（税）の状況 <u>(2) 1人当たり保険料（税）の調定額、収納額の推移</u>	3 6 ページに合わせ下記の修正を行う。 「本県の市町村ごとの状況では、 <u>間の1人当たり保険料（税）調定額の格差は、約</u> 1. 5 倍前後程度で推移しており、」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
47	船橋市	データ集 P 1 9 6. 保健事業の状況 <u>(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況</u>	1 段落目 下記の修正を行う。 「平成 2 2 年度年度以降上昇しており、」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
48	船橋市	データ集 P 2 2 7. 医療費適正化の取組状況 <u>(4) レセプト点検の実施状況</u>	図表 3 5 及び図表 3 6 他ページに合わせ下記の修正を行う。 「被保険者 <u>一人1人</u> 当たり枚数」 「被保険者 <u>一人1人</u> 当たり金額」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。
49	船橋市	データ集 P 4 2 市町村別データ <u>○後発医薬品使用割合（数量ベース）の推移</u>	※ 2 つ目 下記の修正を行う。 「1 ~ 3 軒件の場合は」	御意見を踏まえ、記載を修正しました。

千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し（案）」に関して県内市町村長・県庁関係課から寄せられた意見及び「県の考え方（案）」

No.	意見元	場所	意見	県の考え方（案）
1	高齢者福祉課	P 3 第2 国民健康保険の現状、運営に当たっての基本的な考え方 1 国民健康保険の現状 [図表2]千葉県の将来推計人口	平成27年に関しては、国勢調査結果が出ており、現状を示すのであれば、国勢調査データを引用する方が適切なのではないかと。 なお、国勢調査データを引用すると、年齢不詳人口を除いた数字で年齢別人口が出るため、総人口と不一致が出てしまう。 上記のような事情を勘案した上で、社人研の推計資料のみを引用しているのであれば、貴課の案文で良いと考える。	(意見で指摘するとおりの理由で社人研の推計資料を用いているため、原案どおりとする)
2	高齢者福祉課	P 14～15 第3 今後の取組 1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	箇条書き部分について、句読点があるものが見られたので、統一した方が良いのではないかと。	(意見のとおり修正)
3	健康づくり支援課	P 26 第3 今後の取組（各論） 5 医療費の適正化の取組 ウ 県の取組	○ 糖尿病性腎症の重症化予防について、市町村と医療機関が連携して受診勧奨や保健指導を行う体制を構築するため、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定したことから、医師会、糖尿病対策推進会議、国保連等と連携しながら～ 取組推進のために重要となるKDBの活用について推進いただいているため、国保連を追加してはどうか。	(意見のとおり修正)
4	障害者福祉推進課	補助資料（一枚紙） 「中間見直し案の概要」	計画見直し案の本文については、修正意見はありませんが、概要について、議会答弁で「コロナ禍」という言葉を使用しないよう、採算注意喚起がなされているため、「中間見直し案」の概要資料における「コロナ禍」との表現も修正することが望ましいと思われま	(意見のとおり修正)